

男女共同参画社会確立のための富士見市行動計画
配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画
女性の職業生活における活躍の推進に関する計画
困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画

富士見市男女共同参画プラン (第4次中間見直し版)(案)

令和3年度～令和12年度
(2021年度～2030年度)

～一人ひとりの人権が尊重され、誰もが個性と能力を発揮できる富士見市へ～

富士見市

— 目 次 —

第1章 計画の基本的な考え方

1	計画策定の趣旨	1
2	計画策定の背景	2
3	計画の中間見直しについて	3
4	計画の位置づけ	4
5	計画前半の評価及び課題について	5
6	統計からみる本市の現状	9
7	男女共同参画に関する市民の意識	14

第2章 計画の概要

1	基本的視点	17
2	計画の期間	18
3	計画の推進体制	18
4	計画の体系図	19

第3章 施策の内容

基本目標Ⅰ	男女共同参画社会を進める意識づくり	20
【主要課題1】	男女共同参画のための意識改革	20
施策の方向(1)	男女共同参画のための意識啓発	21
施策の方向(2)	男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	22
基本目標Ⅱ	男女の人権を尊重したまちづくり	25
【富士見市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画】		
(※主要課題 1～3)		
【主要課題1】	一人ひとりの人権が尊重された地域社会	25
施策の方向(1)	ハラスメントを許さない意識づくり	26
施策の方向(2)	ハラスメントに関する相談ができる体制づくり	27
【主要課題2】	生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重	28
施策の方向(1)	男女が互いの性を理解、尊重するための意識啓発	28
施策の方向(2)	生涯にわたる健康づくりの支援	29
【主要課題3】	困難な問題を抱える女性への支援	31
施策の方向(1)	相談窓口及び支援体制の充実	31
【主要課題4】	多様な性・多様な生き方を認める意識の醸成	32
施策の方向(1)	多様な性への理解促進	33
施策の方向(2)	多様な性に関する相談ができる体制づくり	33

基本目標Ⅲ 配偶者・パートナー等からの暴力のないまちづくり	34
【富士見市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画】	
【富士見市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画】	
【主要課題1】 暴力根絶のための意識啓発	34
施策の方向（1）配偶者・パートナー等からの暴力の防止に向けた意識啓発	35
施策の方向（2）支援体制の充実	36
基本目標Ⅳ あらゆる分野に男女が共同参画できる環境づくり	37
【富士見市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画】	
【主要課題1】 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	37
施策の方向（1）審議会等への女性の参画拡大	37
施策の方向（2）女性の参画促進に向けた人材の育成	38
【主要課題2】 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	39
施策の方向（1）男女がともに働きやすい環境づくり	40
施策の方向（2）仕事と子育て・介護の両立支援	42
基本目標Ⅴ 地域における男女共同参画のまちづくり	44
【主要課題1】 市民との協働による男女共同参画の推進	44
施策の方向（1）男女共同参画の視点に立った地域活動の推進	44
施策の方向（2）男女共同参画の視点に立った防災体制の充実	45
評価指標一覧	46

1 計画策定の趣旨

本市では、男女共同参画社会の実現に向け、平成 20（2008）年に「富士見市男女共同参画推進条例」を制定するとともに、平成 22（2010）年には、「富士見市男女共同参画プラン（第3次）」を策定し、市民との協働による男女共同参画の推進に関する施策を総合的に推進してきました。

この間、国や県においても継続的な取り組みが実施されており、平成 28（2016）年には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務づける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行されました。さらに、国の計画としては、「男性中心型労働慣行の見直し」や「防災・復興」などを強調した「男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは新たな段階に入っています。

しかしながら、固定的な性別役割分担意識やそれに基づく社会慣習、社会制度は依然として根強く残っており、これらを解決していくためには、それぞれの個性と能力を尊重する意識の醸成を図るなどの、実効性のある取り組みを行っていく必要があります。

令和 2（2020）年度は、本市の「富士見市男女共同参画プラン（第3次）～女（ひと）と男（ひと）、ともに築く明日のふじみ～」の計画期間最終年度にあたることから、これまでの施策の進捗状況や成果を踏まえ、取り組むべき課題や社会情勢の変化に対応するため、新たな計画として「富士見市男女共同参画プラン（第4次）」を策定いたしました。

基 本 理 念 富士見市男女共同参画推進条例（第3条）

- 1 男女の個人としての人権が尊重され、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保され、かつ、公正に評価されること。
- 2 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行を解消し、男女が社会における活動の選択を自由に行えること。
- 3 女性の社会参画を推進するために、女性自らの意識及び能力を高め、主体的に行動できる機会が確保されること。
- 4 家族を構成する男女が、相互の協力及び社会の支援の下に、家事、育児、介護その他の家庭生活における活動及び地域活動その他の社会生活における活動に共同して参画し、責任を分かち合えること。
- 5 男女が互いの性を理解し合い、生涯にわたり健康な生活を営む権利が確保されるとともに、妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項については、女性の身体的機能に配慮し、女性の自己決定が尊重されること。
- 6 セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する暴力を根絶すること。
- 7 国際社会における男女共同参画の取組を十分理解し、男女共同参画の推進に関する施策への反映に努めること。

2 計画策定の背景

(1) 国際的な動き

国際連合が昭和 50（1975）年を「国際婦人年」、それに続く 10 年を「国連婦人の 10 年」と定め、さらには、昭和 54（1979）年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）を採択し、性に基づく差別の撤廃と女性の地位向上に向けた世界的な取り組みは大きく前進しました。昭和 60（1985）年に日本も批准しました。

その後、平成 7（1995）年に北京で開催された「第 4 回世界女性会議（北京会議）」では、女性の地位向上のための指針となる「北京宣言」及び「北京行動綱領」が採択されました。この行動綱領では、女子差別撤廃条約にはない「女性に対する暴力」など、各国が取り組むべき 12 項目の課題が設定されました。

「北京宣言」と「北京行動綱領」が採択されてから 20 年となる平成 27（2015）年には、「第 59 回国連婦人の地位委員会（北京+20）」が開催され、各国の取組状況に関する評価・見直しが行われました。同年 9 月に開催された国連サミットでは、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。このアジェンダの目標である「持続可能な開発目標（SDGs）＊」において 17 の目標が掲げられています。

(2) 国の動き

国では、昭和 50（1975）年の「国際婦人年」を契機に、男女平等に関する法律や制度の整備が進んでおり、平成 11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、翌年にはこれに基づく計画として「男女共同参画基本計画」が策定されました。この基本計画は、平成 27（2015）年に第 4 次計画が策定され、様々な施策が推進されています。

また平成 28（2016）年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行（令和元（2019）年一部改正）されたほか、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）」の一部改正、同年「育児・介護休業法」の改正等が行われています。

(3) 埼玉県動き

埼玉県では、「国際婦人年」からの世界や国の動きを背景として、時代に応じて行動計画等の見直しを重ね、平成 29（2017）年に新たな「埼玉県男女共同参画基本計画」が策定されたほか、同年「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第 4 次）」が策定されました。

(4) 本市の動き

本市では、平成 5（1993）年に「21 世紀に向けての富士見市女性行動計画（第 1 次）」、平成 12（2000）年には、男女共同参画社会確立のための富士見市行動計画「男女共同参画ふじみ 2000 年プラン（第 2 次）」、平成 22（2010）年には「富士見市男女共同参画プラン（第 3 次）」を策定（平成 27（2015）年中間見直しを実施）し、様々な分野で男女共同参画に関する施策を推進してきました。

＊持続可能な開発目標（サステイナブル Sustainable ディベロップメント Development ゴールズ Goals : エスディー・ジー・ズ SDGs）…地球上の「誰一人取り残さない」社会を目指し、国際社会が一致して取り組みを進めています。

3 計画の中間見直しについて

富士見市男女共同参画プラン（第4次）は、令和3（2021）年度～令和12（2030）年度を計画期間としており、中間年度及び必要に応じて見直しを行うこととしています。このことから、男女共同参画を取り巻く社会情勢の変化や法制度の新設、施策の進捗状況等を踏まえ、令和7年度に部分的な見直しを行いました。

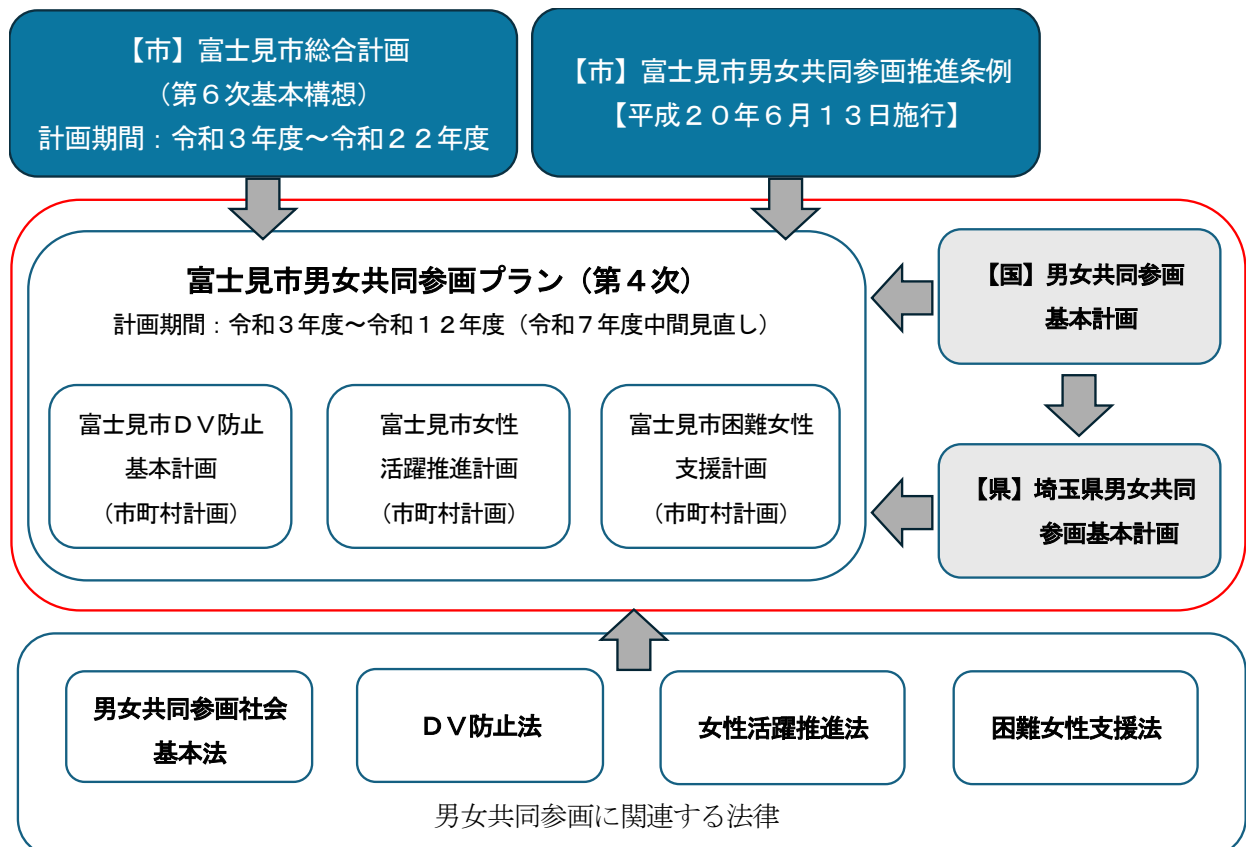
また、令和6年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」では、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性、その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）への支援を、民間団体等との協働により包括的に提供する体制の整備が求められています。この法律の趣旨を踏まえ、基本目標Ⅱの一部及び基本目標Ⅲについて、困難女性支援法に基づく「市町村基本計画」として位置づけ、必要な項目を追記しました。

主な社会情勢の変化（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）

令和4年4月	富士見市パートナーシップ宣誓制度を開始 互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを約束した、双方または一方が性的マイノリティである二人が、パートナーシップにあることを市に宣誓した場合に「宣誓証明書」等を交付。二人のパートナーシップを尊重し、自分らしく生き生きと活躍することを市が応援するもの。
令和4年5月	困難女性支援法が成立（令和6（2024）年4月施行） 女性をめぐる課題が生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など、多様化、複雑化していることから、女性支援の強化を図るもの。
令和5年5月	DV防止法の改正（令和6年4月施行） 保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化により、DV被害者のさらなる安全を図り、かつ加害行為を防止するもの。
令和5年6月	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）が公布・施行。
令和6年4月	埼玉県内自治体とパートナーシップ制度の連携協定締結
令和7年4月	育児・介護休業法の改正（段階的に施行） 男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や、介護離職防止のための雇用環境整備を図るもの。

4 計画の位置づけ

- ・本プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「富士見市男女共同参画推進条例」第10条第1項に基づき、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画（男女共同参画社会確立のための富士見市行動計画）です。
- ・本プランは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」となる「富士見市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画（富士見市DV防止基本計画）」として位置づけます。
- ・本プランは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「市町村基本計画」となる「富士見市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画（富士見市女性活躍推進計画）」として位置づけます。
- ・本プランは、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」第8条第3項に基づく「市町村計画」となる「富士見市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画（富士見市困難女性支援基本計画）」として位置づけます。
- ・本プランは、国の「男女共同参画基本計画」、県の「埼玉県男女共同参画基本計画」や「富士見市総合計画（基本構想）」を踏まえるとともに、関連する市の諸計画との整合を図り、策定する計画です。
- ・本プランは、「富士見市男女共同参画社会確立協議会」の意見を尊重するとともに、「富士見市男女共同参画プラン（第3次）」の進捗状況や課題を整理し、さらに、令和元（2019）年度に実施した「富士見市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果やパブリックコメント等の意見を踏まえて策定しています。
- ・本プランは、「富士見市男女共同参画推進条例」に基づき、市・市民・事業者・教育に携わる者と協働して取り組むものです。



5 計画前半の評価及び課題について

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会を進める意識づくり

男女共同参画社会を進める意識づくりとして、男女共同参画講演会やセミナーの開催、市ホームページや市広報における男女共同参画ひろば「いっぽいっぽ」の記事掲載、学校における男女平等教育、各公民館における事業、人権意識の高揚のための事業など、様々な機会を捉えて、多くの市民の方に男女共同参画に関心を持ってもらえるような取り組みを展開してきました。その結果、講演会、セミナーへの参加者数は増加し、目標値を達成しています。

メディア・リテラシー*については、専門の講師を招き、男女共同参画セミナーとして開催するとともに、市広報などで取り上げ、市民の関心を高める取り組みを行うことができました。セミナーで取り上げるテーマは多岐に渡るため、毎年の開催とはなっていませんが、メディアが人々の意識に与える影響は大きいことから、継続的な啓発活動が必要です。

また、市民意識調査における「男女共同参画の社会づくり」への取り組みに対する満足度については、策定当初と比べると7.5ポイント上がっていますが、さらに満足度を上げていくため、引き続き、取り組みを進めます。

*メディア・リテラシー…①メディアの情報を主体的に読み解く能力、②メディアにアクセスし、活用する能力、③メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことです。メディアにおいては、女性の性的側面のみが強調されることや、固定的な性別役割分担意識を伝達するなどの問題が見受けられており、メディア・リテラシーの役割は大きいとされています。

基本目標Ⅱ 男女の人権を尊重したまちづくり

一人ひとりの人権が尊重された地域社会づくりのため、各種ハラスメント防止のための意識啓発として、市ホームページや市広報への記事掲載を行いました。また、相談窓口の周知や、個々に応じた適切な相談窓口へつなぐなど、相談対応の充実を図ってきました。

また、性と生殖に関する健康と権利の理念の浸透及び生涯にわたる健康支援のため、人権・市民相談課、子ども未来応援センター、学校教育課、健康増進センターを中心に、発達段階に合わせた性に関する教育・学習の充実及びライフステージに応じた心身の健康・生きがいづくりのための事業を行ってきました。

多様な性・多様な生き方を認める意識の醸成については、性の多様性についての意識啓発及び環境整備を進め、市の手続きやアンケートにおける性的マイノリティの心理的負担軽減の配慮を図っています。また、令和4年4月には、「富士見市パートナーシップ宣誓制度」を導入するとともに、令和6年度には、埼玉県内自治体間の連携協定を締結し、制度利用者の手続きの簡素化を図っています。引き続き、性の多様性についての社会的な理解を促進し、性自認や性的指向に関わらず、誰もが活躍できるまちづくりに取り組んでいきます。

基本目標Ⅲ 配偶者・パートナー等からの暴力のないまちづくり

配偶者・パートナー等からの暴力の防止に向け、市ホームページ、市広報等を活用した啓発活動を行ってきました。さらに、女性に対する暴力をなくす運動期間における市立中央図書館での関連書籍の展示、市内中学校でのデートDV防止のための啓発、二十歳式においてはデートDV防止に関する広報物の配布を行いました。

DV被害者に関しては、配偶者暴力相談支援センターを中心に相談を受け、関係機関と連携し、個々の状況に応じた支援を行ってきました。また、配偶者暴力被害者支援庁内連絡会議などにより、庁内の連携を図り、被害者の安全確保のための迅速な対応を行っています。被害の潜在化を防ぎ、早期に相談できるよう、さらなる相談窓口の周知に取り組みます。

基本目標Ⅳ あらゆる分野に男女が共同参画できる環境づくり

あらゆる分野に男女がともに責任を担い、多様な意見を政策等に反映させるため、政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けた取り組みを行ってきました。

審議会等における女性の委員の割合については、40%を目指して取り組んできましたが、毎年30%以上を維持しているものの、目標値には達していません。引き続き、審議会等の政策・方針決定過程への女性の参画を進めていく必要があります。併せて、女性委員のいない審議会について、積極的な登用を推進していきます。また、市役所の女性管理職の割合については、微増していたものの、目標値には至っていないため、さらなる取り組みが必要です。

女性の参画促進に向けた人材の育成の取り組みとしては、女性の活躍をテーマとした講演会・セミナーの開催及び情報提供、「富士見市市民人材バンク」の活用など、女性の活躍の場の提供に取り組みました。その結果、人材バンクにおける女性の登録者数は5割を維持し、目標を達成しています。

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けては、すべての人が自ら理想とするバランスで仕事と生活の両立ができ、働きながら出産や子育て、介護ができるよう、雇用の場における男女共同参画の促進及び多様な働き方の支援を進めてきました。その結果、本市の男性職員の育児休業取得率は、目標値を大きく上回り、令和6年度は95%を達成しています。仕事と子育て・介護の両立支援としては、働きながらも地域で安心して子育て・介護をしていくための相談や地域の子育て環境の整備、福祉サービスの充実に取り組みました。通常保育事業実施施設数は、策定当初より2か所増加し、目標値を達成しています。しかしながら、富士見市ファミリー・サポート・センター事業は、活発に行われているものの、提供会員・両方会員の合計数が減少していることから、さらなる協力者を増やしていく必要があります。

*ワーク・ライフ・バランス…一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域においても各ライフステージに応じて多様な生き方を選択、実現できることをいいます。

基本目標Ⅴ 地域における男女共同参画のまちづくり

男女共同参画の視点に立った地域活動を推進し、地域の力を高めるため、男性の地域活動の参画促進や防犯活動、防災体制の充実に取り組んできました。

地域活動の参画促進において、地域広報紙や生涯学習ガイドの発行、また、市民人材バンクや市ボランティアセンターに関する情報提供に努めました。

防犯活動においては、自主防犯活動団体への防犯パトロール用品の配布や、市ホームページ等で防犯に関する周知啓発を行いました。

避難所運営マニュアルにおいては、男女や高齢者、障がい者、性的マイノリティなど、地域で暮らす人々の多様な視点を盛り込んだ災害対応を行うよう定めており、各避難所における地域対策本部には、職員5名のうち複数の女性職員の配置に努めています。一方で、富士見防災リーダー養成講座における女性の受講者が少ないなど、地域における防災活動への男女共同参画をさらに推進する必要があります。

取り組みの達成状況（令和6年度）

○ 101の取り組み・181事業（再掲を含む）

基本目標 達成度	基本目標Ⅰ	基本目標Ⅱ	基本目標Ⅲ	基本目標Ⅳ	基本目標Ⅴ
実施した （課の年度目標を達成）	32事業 （91.4%）	43事業 （100%）	24事業 （100%）	63事業 （98.4%）	14事業 （93.3%）
実施した （課題あり）	3事業 （8.6%）	0事業 （0%）	0事業 （0%）	1事業 （1.6%）	1事業 （6.7%）
未実施	0事業 （0%）	0事業 （0%）	0事業 （0%）	1事業 （1.6%）	1事業 （6.7%）

評価指標の状況

指 標	プラン策定時	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	現状値	目標値	担当課
	令和元年度					令和6年度	令和7年度	
講演会・セミナー等参加者数累計	258名	-	-	63名	238名	265名	250名以上	人権・市民相談課
メディア・リテラシーに関する啓発	1回	1回	0回	1回	1回	0回	1回以上	
市民意識調査における「男女共同参画の社会づくり」への取り組みに対する満足度	40.7%	-	46.1%	-	28.5% Webモニターアンケート	48.2%	増加	
市民意識調査における「男女共同参画の社会づくり」への取り組みに対する重要度	70.7%	-	-	-	90.2% Webモニターアンケート	91.0% Webモニターアンケート	増加	
男女共同参画に関する市民意識調査における「男女の地位が平等となっている」と感じている市民の割合	22.3%	-	22.8% Webモニターアンケート	-	24.5% Webモニターアンケート	23.7% Webモニターアンケート	30%	
「富士見市男女共同参画推進条例」を知っている市民の割合	7.6%	-	-	-	9.8% Webモニターアンケート	13.4% Webモニターアンケート	15.2%	
「富士見市男女共同参画プラン」を知っている市民の割合	4.2%	-	-	-	10.5% Webモニターアンケート	11.6% Webモニターアンケート	8.4%	
配偶者・パートナー等からの暴力防止に関する啓発	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回以上	人権・市民相談課
		0回	0回	1回	1回	1回		生涯学習課
		1回	1回	1回	1回	1回		学校教育課
各種審議会等における女性の委員の割合	31.8%	31.6%	31.6%	32.9%	31.1%	33.1%	40%	協働推進課
女性の委員が含まれる審議会の割合	95.6%	95.7%	92.1%	92.1%	90.9%	90.2%	100%	協働推進課
市役所の管理職（副課長級以上）の女性職員の割合	19.5%	20%	20.3%	18.7%	19.4%	20.5%	25%	職員課
人材バンクにおける女性の登録者の割合	51.7%	49.5%	50.5%	50.2%	53.2%	53%	50%維持	生涯学習課
市役所の男性職員の育児休業取得率	40%	53.8%	57.7%	81.8%	72.7%	95%	30%以上	職員課
通常保育事業実施施設数（目標事業量）	32か所	32か所	32か所	33か所	33か所	34か所	33か所	保育課
ファミリー・サポート・センターの提供会員・両方会員の合計数	226人	-	200人	207人	208人	196人	238人	子ども未来応援センター

評価指標について

本プランの評価指標については、令和6年度末時点で15項目のうち目標値を達成したのは8項目に留まっています。引き続き、市・市民・事業者・教育に携わる者と協働した取り組みが必要です。

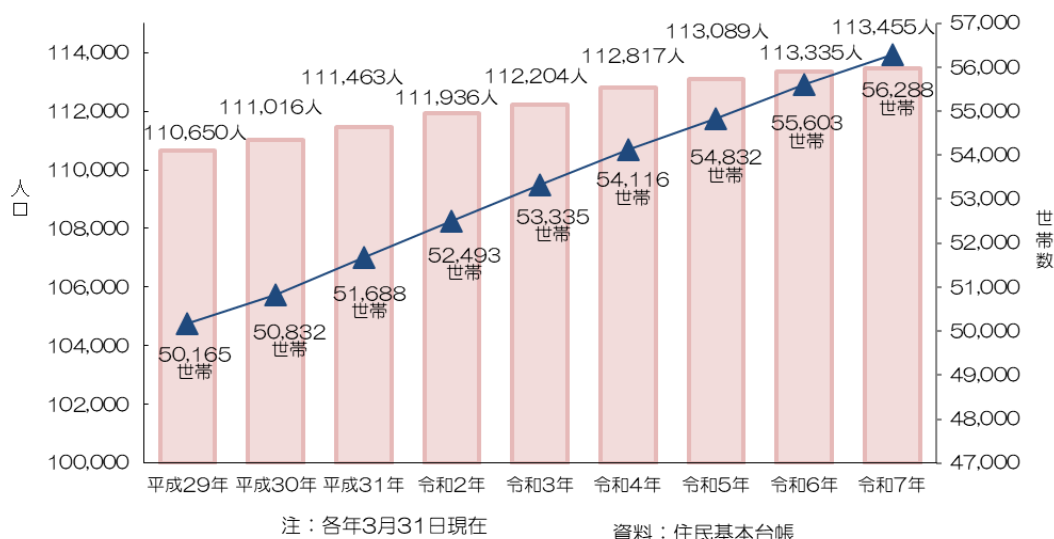
6 統計からみる本市の現状

(1) 人口・世帯数の推移

本市の人口（各年3月31日現在）は、年々微増傾向が続いており、令和7年3月末現在で113,455人となっています。

人口、世帯数ともに増加していますが、人口に比べて世帯数の伸びの方が大きくなっており、単身者世帯などが増加していることが推測されます。また、1世帯当たりの平均人員数は、令和7年現在、約2.01人です。

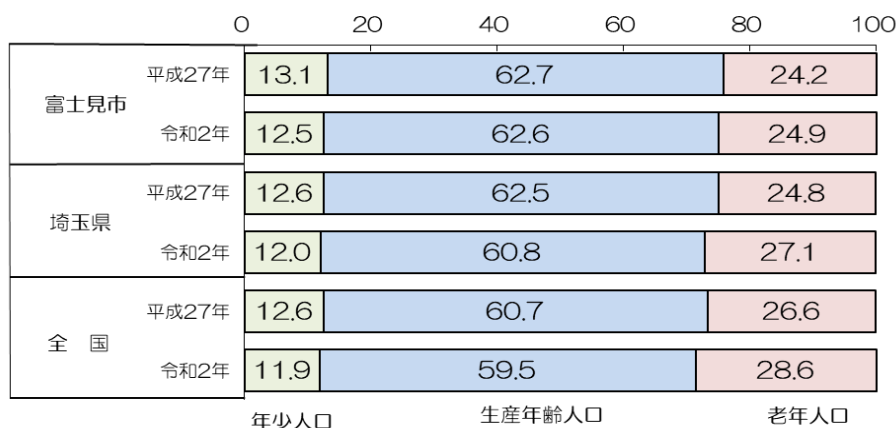
人口・世帯数の推移



(2) 年齢構成

直近の国勢調査から、令和2年における全国の人口構成比をみると、年少人口（0～14歳）11.9%・生産年齢人口（15～64歳）59.5%・老年人口（65歳以上）28.6%となっています。老年人口の割合を、平成27年と比較すると、2ポイント増加し、高齢化の進行がみられます。本市における令和2年の年少人口は、12.5%となっており、県平均を0.5ポイント、全国平均を0.6ポイント上回っており、本市の方が、総人口に占める子どもの比率が高いことが分かります。

年齢3区分別人口の推移 %



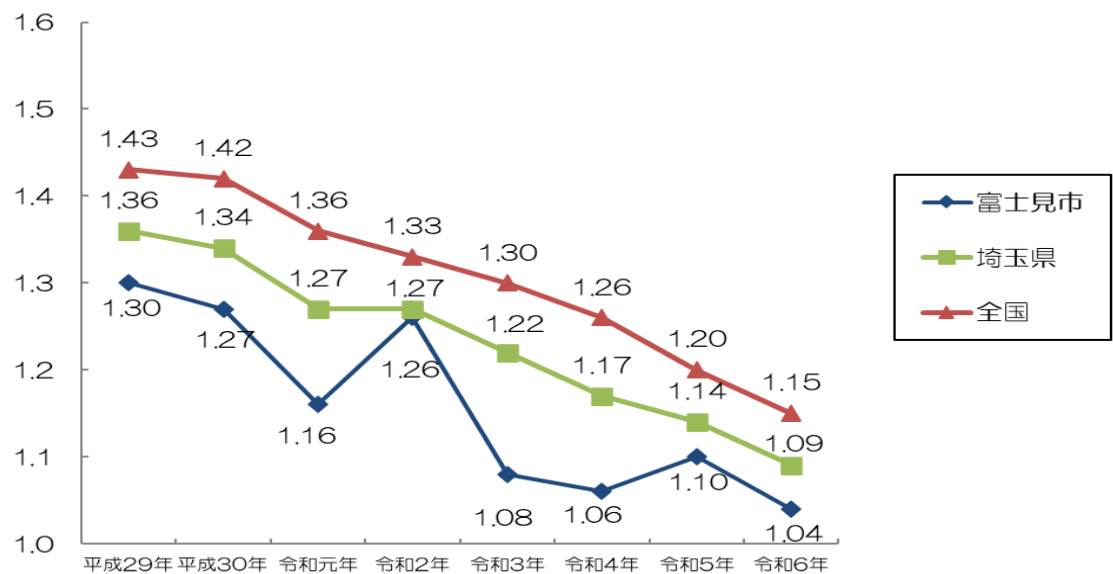
注：年齢不詳は除く

資料：国勢調査

(3) 少子化の推移

令和6年の本市における合計特殊出生率は1.04で、国・県平均より下回っています。

合計特殊出生率の推移



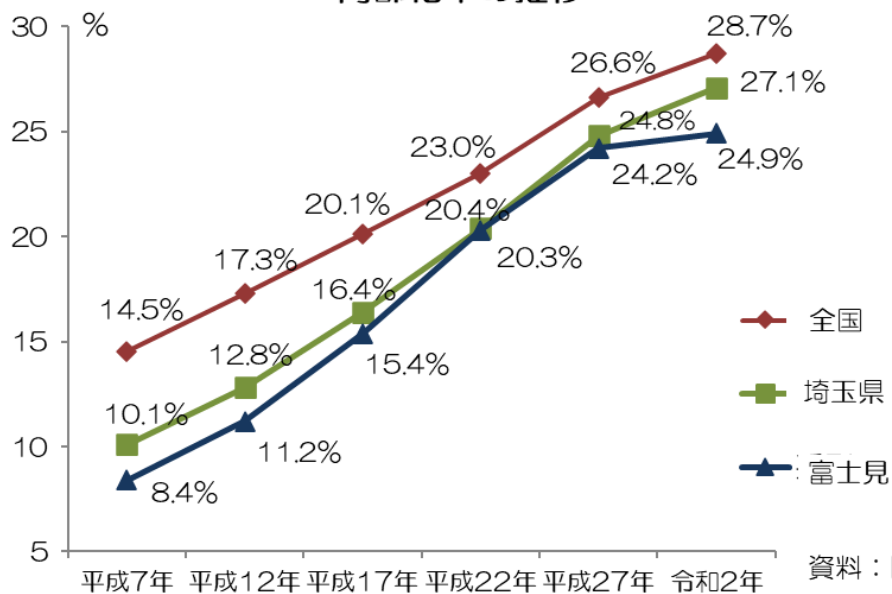
資料：埼玉県の合計特殊出生率

※合計特殊出生率…「15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、1人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

(4) 高齢化の推移

高齢化率（65歳以上の人口が全人口に占める割合）は、国・県平均よりも下回っていますが、国・県平均と同じく年々増加する傾向にあります。

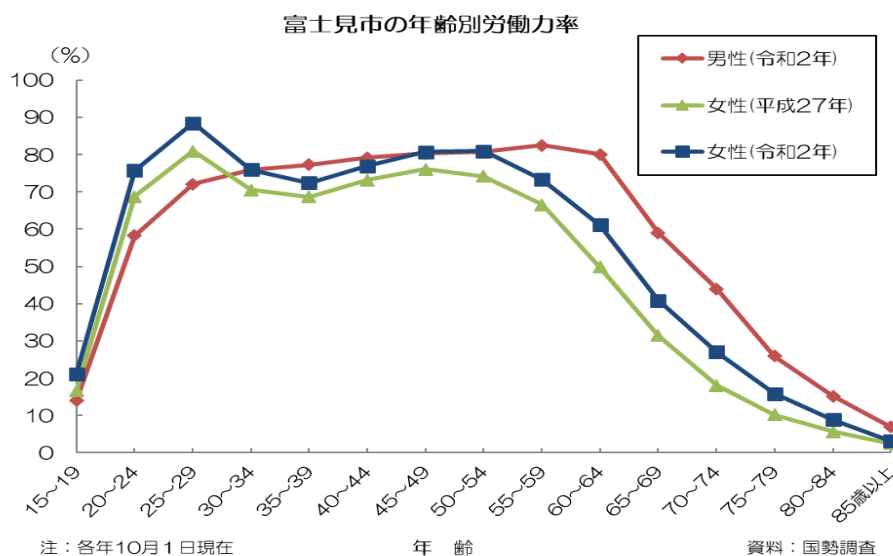
高齢化率の推移



資料：国勢調査

(5) 女性の年齢別労働力率

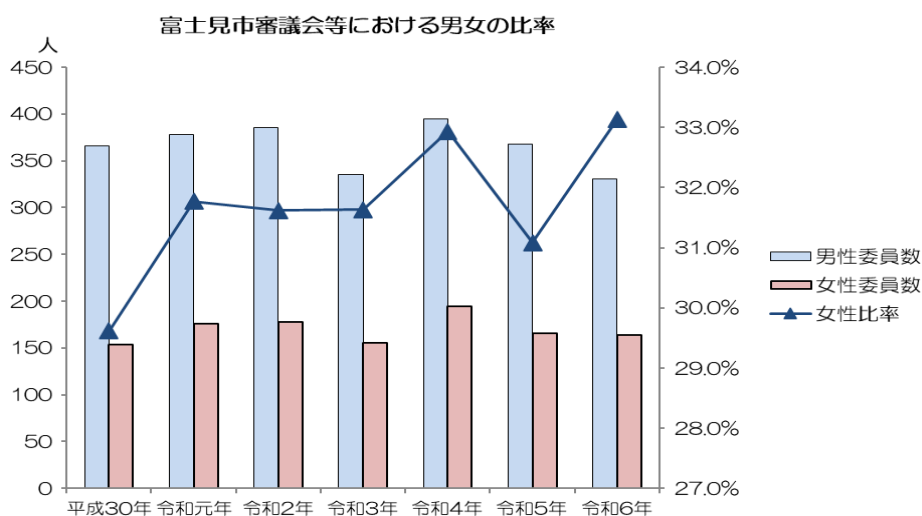
働く市民の割合は、男性は25～29歳以降、ほぼ横ばいで推移した後、65～69歳の所で急激に減少しています。また、女性の割合は、令和2年は平成27年の結果に比べて、労働力率が微増していることが分かります。また、働く女性の割合が30歳代でいったん低くなるいわゆる“M字曲線”がみられ、20歳代で働いていた女性が、子育て期とみられる30歳代で相当数仕事を離れていることが分かります。



※M字曲線…女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。

(6) 審議会等への女性の参画状況

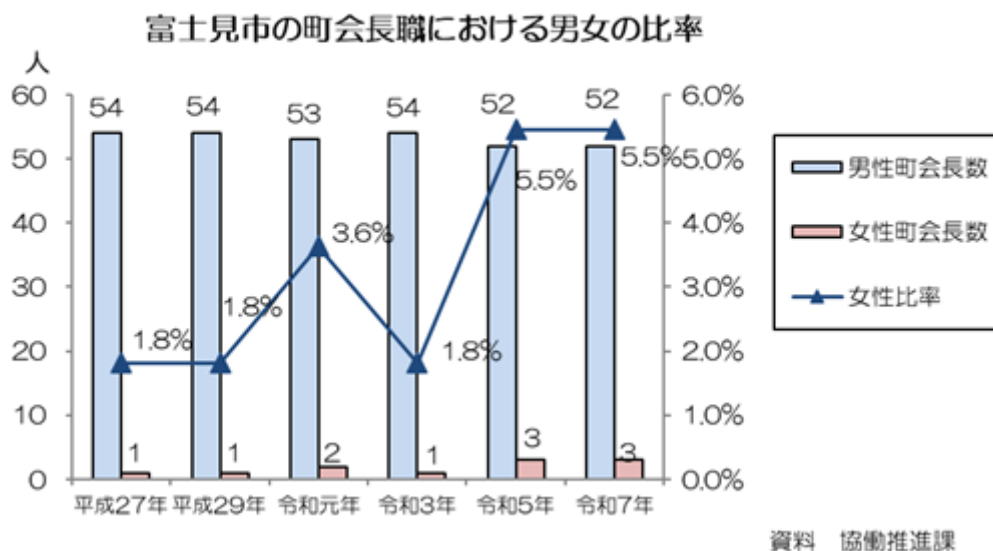
本市の審議会等委員に占める女性の割合は、33.1%（令和6年10月1日現在）となっています。参考値として、埼玉県内市町村における女性委員の割合は、29.5%（令和6年4月1日現在*）となっています。（*調査時点は原則として年4月1日ですが、各市町村の事業により異なる場合があります。）



資料：埼玉県 令和5年度版 男女共同参画に関する年次報告 等

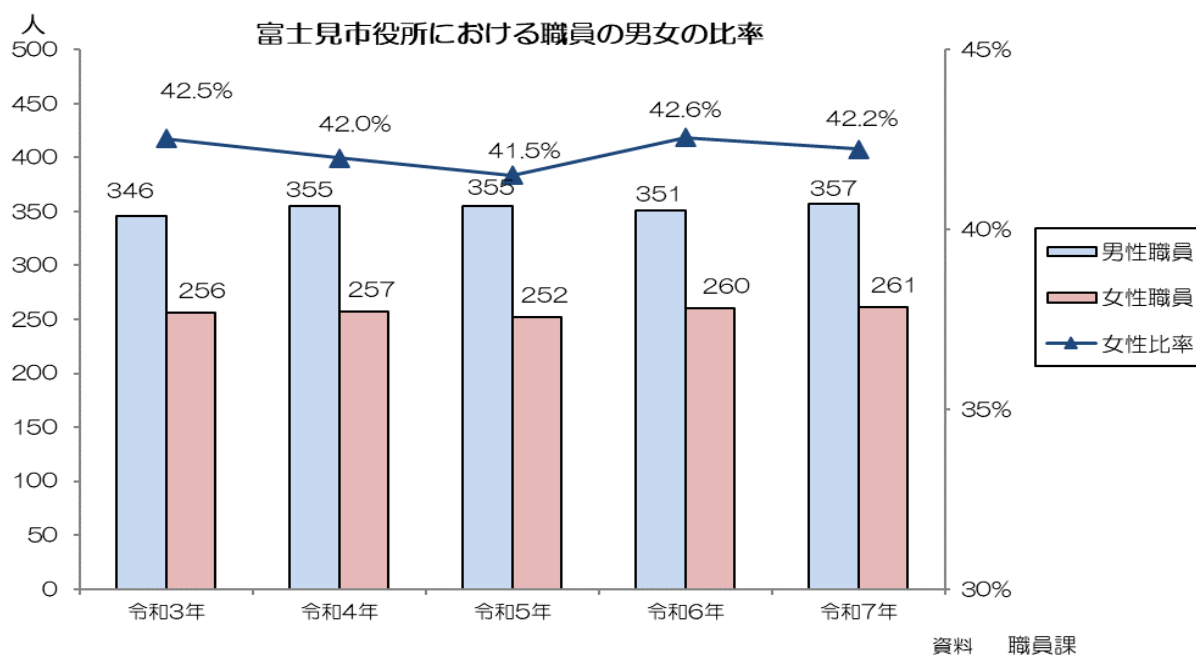
（７）町会における女性の参画状況

地域活動のリーダーである町会長に占める女性の人数は、令和元年の２人から令和３年に１人となりましたが、令和５年以降は３人に増加し、女性の参画率は、５．５％となっています（改選時）。



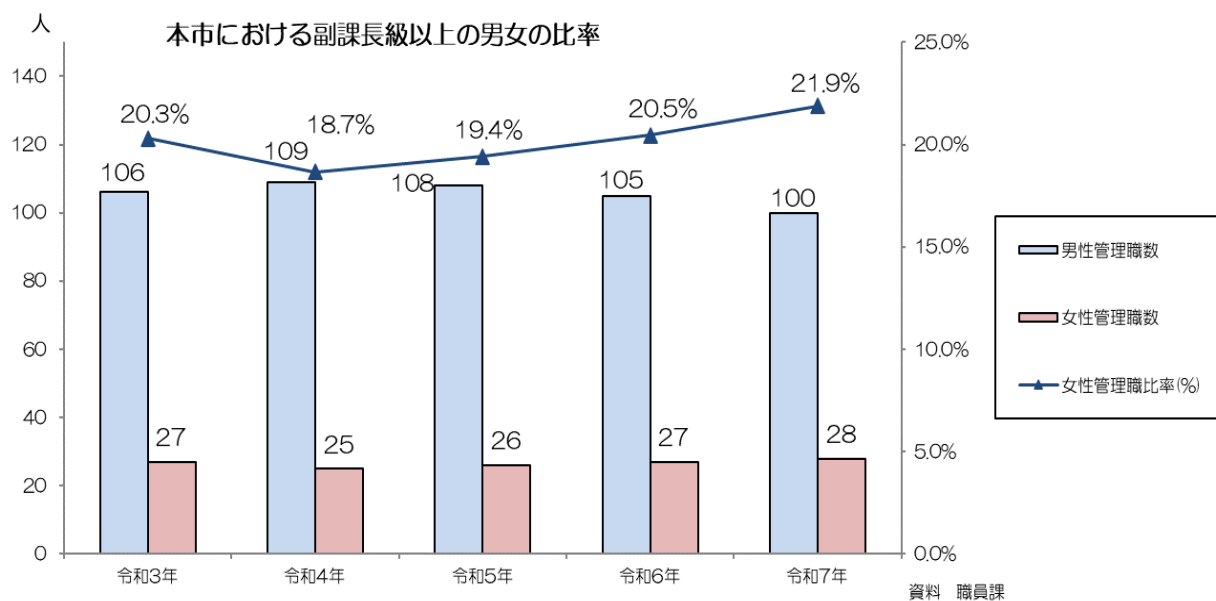
（８）市役所における女性職員の割合

市役所における女性職員の割合は、４２．２％（令和７年４月１日現在）で、近年４割を超えています。



(9) 市役所における管理職（副課長級以上）女性職員の割合

富士見市役所における女性管理職は28人（令和7年4月1日現在）であり、副課長級以上の管理職の割合として21.9%となっています。



7 男女共同参画に関する市民の意識

令和6年度第4回富士見市アンケートモニター調査の結果

調査設計

調査対象：富士見市アンケートモニターに登録された市民等773名

調査時期：令和7年2月14日（金）～2月21日（金）

調査方法：Web調査

回収結果

配布数：763名（メール到達件数）

回収数：277名

回収率：36.3%

表記方法について（四捨五入など）

- ・小数点以下第2位を四捨五入して端数処理をしているため、内訳の合計が100%にならない場合があります。

調査結果（抜粋）

問. 「男は仕事、女は家庭」という考え方がありますが、あなたはどのように思いますか。

回答	割合
同感しない	67.1%
同感する	3.9%
どちらとも言えない	28.8%

問. 「男女共同参画の社会づくり」への取り組みに対する重要度について、どう思いますか。

回答	割合
非常に重要である	35.0%
重要である	40.8%
少し重要である	15.2%
あまり重要ではない	7.6%
重要ではない	0%
全く重要ではない	1.4%

問. 男女がともにあらゆる分野に積極的に参画し、活躍できるためには、社会全体がどのようなことに取り組む必要があると思いますか。（あてはまるものすべてを選択）

回答	割合
仕事と生活が両立できるよう、保育・介護にかかる施設・サービスを充実させる	76.9%
労働時間の短縮、在宅勤務やフレックスタイムの普及など、多様で柔軟な働き方ができるようにする	72.9%
男女ともに仕事や家事・育児・介護を担う意識の啓発を行う	72.6%
育児休業・介護休業制度を取得しやすい職場環境づくりをする	66.1%
育児休業・介護休業中の手当その他の経済的支援の充実をする	59.6%
出産・育児で離職した女性の再就職や起業などができるよう、仕事に関する情報の提供や支援をする	57.4%
職場・地域におけるセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどの防止と被害者の支援をする	48.4%
配偶者・パートナーまたは恋人からの暴力の防止と被害者の支援をする	45.1%
国・地方公共団体における審議会委員や管理職など、政策決定の場に女性が増えるようにする	43.7%
女性のライフステージ（妊娠・出産等を含む）に応じた健康づくりの支援をする	43.7%
民間企業・団体等の管理職に女性が増えるようにする	38.6%
男女共同参画に関する情報提供、学習の機会を充実させる	34.7%
特にない	2.9%
わからない	0.7%
その他（自由記述）	9.7%

問. 防災・災害復興対策で、配慮して取り組む必要があるものは何だと思いますか。
（3つまで選択）

回答	割合
授乳室や男女及び多様な性に配慮したトイレ、物干し場、更衣室を設ける	68.6%
女性用品について、女性の担当者からの配布や、専用スペースに常備する	55.6%
女性や子どもに対する暴力（性暴力を含む）防止のため、暴力を許さない環境づくり	52.7%
防災計画や、防災会議、対策本部へ女性を配置し、対策に女性の視点が入るようにする	48.4%
被災者に対し、保健師や男女両方の生活支援員等の巡回訪問を行う	33.6%
わからない	1.8%
その他（自由記述）	4.7%

令和7年度第2回富士見市アンケートモニター調査

調査設計

調査対象：富士見市アンケートモニターに登録された市民等720名

調査時期：令和7年7月18日（金）～7月25日（金）

調査方法：Web調査

回収結果

配布数：720名（メール到達件数）

回収数：249名

回収率：34.6%

表記方法について（四捨五入など）

・小数点以下第2位を四捨五入して端数処理をしているため、内訳の合計が100%にならない場合があります。

調査結果（抜粋）

問. あなたは性的マイノリティ（LGBT等）という言葉を知っていますか。

※LGBT…L=レズビアン、G=ゲイ、B=バイセクシュアル、T=トランスジェンダー

回 答	割 合
言葉も意味も知っている	93.6%
言葉は知っているが意味は知らない	6.0%
知らない	0.4%

問. DV（配偶者または恋人からの暴力）について伺います。あなたは、次のようなことが配偶者または恋人との間で行われた場合、それを暴力だと思いますか。

回 答	暴力である	どちらとも言えない	暴力ではない
殴るふりをしておどす	92.0%	5.2%	2.8%
何を言っても長時間無視し続ける	77.5%	19.7%	2.8%
交友関係や電話等を細かく監視する	81.5%	16.1%	2.4%
大声でどなる	91.6%	7.2%	1.2%

第2章 計画の概要

1 基本的視点

- 本プランは、「富士見市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づいて策定しています。
- 本プランは、前プランの施策を引き継ぎながら、「富士見市第6次基本構想第2期基本計画」や「富士見市男女共同参画推進条例」、国・県の「男女共同参画基本計画」や社会情勢等の変化を踏まえ、追加や一部見直しを行っています。
- 本プランは、国際連合で平成27（2015）年9月に採択され、国際社会が一致して取り組みを進めている「持続可能な開発目標（SDGs）」のうち、特に、目標5「ジェンダー平等を実現しよう」*及び目標10「人や国の不平等をなくそう」を中心に、人権尊重と男女共同参画の施策を進めることで、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」社会の構築を目指し、策定しています。

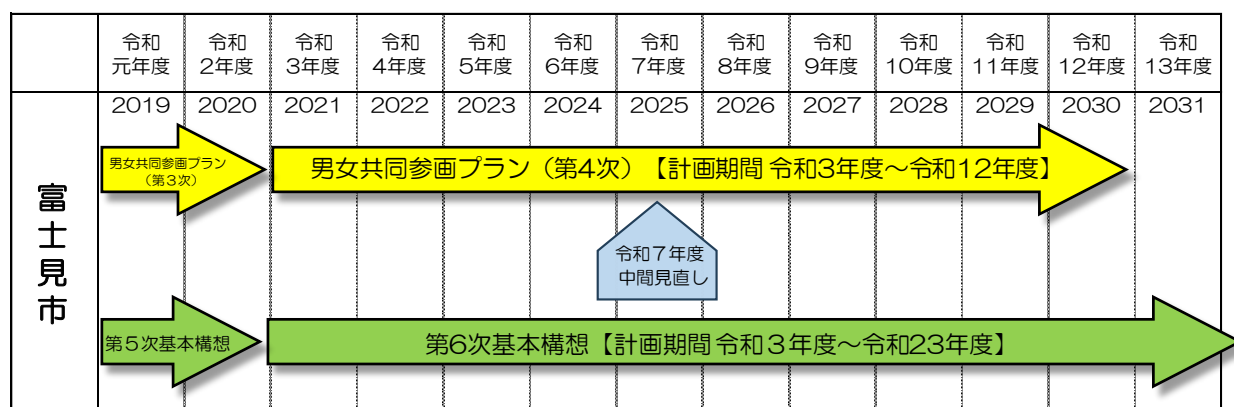


出典：国際連合広報センター

*目標5「ジェンダー平等を実現しよう」…日本国内においても、性別にかかわらず、誰もが社会的に平等であることを目指すものです。

2 計画の期間

- 本プランの期間は、令和 3（2021）年度から令和 12（2030）年度までの 10 年間としています。なお、社会情勢の変化等に対応するため、中間年度にあたる令和 7（2025）年度に見直しを行いました。



3 計画の推進体制

本プランは、以下に掲げる機関等と連携しながら推進します。

（1）富士見市男女共同参画社会確立協議会

公募市民、男女共同参画に関係する団体からの推薦者、人権擁護委員、学校長及び関係行政機関の職員で構成される協議会で、男女共同参画社会確立のための富士見市行動計画に関する事項その他男女共同参画の推進に関する重要事項について、調査及び検討を行い、市長に意見を述べます。

（2）富士見市男女共同参画推進庁内委員会

男女共同参画社会確立のための施策を総合的かつ効果的に施策を推進するための委員会で、富士見市男女共同参画プラン（富士見市行動計画）の策定及び見直し、進行管理などを行います。

（3）市民、事業者等との連携・協働

市は、市民・事業者・教育に携わる者と連携・協働し、様々な分野で主体的にそれぞれの役割を果たしていくことを目指します。

（4）国・県・関係機関との連携

国・県・他自治体等からの情報の収集に努め、相互に協力し、連携を強化します。

4 計画の体系図

基本目標	主要課題	施策の方向
I 男女共同参画社会を進める意識づくり	1 男女共同参画のための意識改革	(1) 男女共同参画のための意識啓発 (2) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進
II 男女の人権を尊重したまちづくり 【困難女性支援計画】 ※主要課題1～3	1 一人ひとりの人権が尊重された地域社会	(1) ハラスメントを許さない意識づくり (2) ハラスメントに関する相談ができる体制づくり
	2 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重	(1) 男女が互いの性を理解、尊重するための意識啓発 (2) 生涯にわたる健康づくりの支援
	3 困難な問題を抱える女性への支援	(1) 相談窓口及び支援体制の充実
	4 多様な性・多様な生き方を認める意識の醸成	(1) 多様な性への理解促進 (2) 多様な性に関する相談ができる体制づくり
III 配偶者・パートナー等からの暴力のないまちづくり 【DV防止基本計画】 【困難女性支援計画】	1 暴力根絶のための意識啓発	(1) 配偶者・パートナー等からの暴力の防止に向けた意識啓発 (2) 支援体制の充実
IV あらゆる分野に男女が共同参画できる環境づくり 【女性活躍推進計画】	1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	(1) 審議会等への女性の参画拡大 (2) 女性の参画促進に向けた人材の育成
	2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	(1) 男女がともに働きやすい環境づくり (2) 仕事と子育て・介護の両立支援
V 地域における男女共同参画のまちづくり	1 市民との協働による男女共同参画の推進	(1) 男女共同参画の視点に立った地域活動の推進 (2) 男女共同参画の視点に立った防災体制の充実

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会を進める意識づくり

【主要課題1】男女共同参画のための意識改革

「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識（※1）は、いまだ私たちの生活や慣習、社会制度に根強く残っており、男女共同参画社会の形成を阻害する大きな要因となっています。

令和6（2024）年度に実施した富士見市アンケートモニター調査において、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「同感する」との回答が3.9%に対し、「同感しない」との回答が67.1%という結果でした。意識の改革は進んでいる面もありますが、女性の約70%が就業している中、結婚や出産によって、希望があっても仕事を続けにくい現状がまだあります。育児休業に関しては、制度の周知が進み、男性の取得率は増加しています。一方で、取得しても期間が短かったりするなどの課題もあり、家庭及び社会全体において、固定的な性別役割分担意識や、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス（※2））が存在していると考えられます。

人口減少、少子高齢化、経済の急速なグローバル化の進展などに的確に対応し、ジェンダー平等（※3）で持続可能な社会を目指すためには、多様性を尊重し、固定的な性別役割分担意識の解消と、男女がともに職業生活と家庭・地域生活との両立ができるような意識の醸成と社会システムの確立が必要です。

※1 固定的な性別役割分担意識

男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」といった意識は、固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

※2 アンコンシャス・バイアス

無意識の偏った物の見方のことをいいます。経験や知識、情報などから身につけられ、誰もが持っており、それ自体が悪いということではありません。しかし、性別によって判断していることも多くあり、無意識の思い込みに気付かずにいると、価値観や行動の押しつけによって、意図せず周りの人を傷つけてしまう場合があります。

※3 ジェンダー平等

ジェンダーとは、社会的・文化的に形成された性別のことです。生まれつきの生物学的性別（セックス）に対して、社会通念や慣習の中で、社会によって作り上げられた男性、女性の別を指します。ジェンダー平等とは、一人ひとりが性別や性自認等にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に考え、決めることができることを意味しています。

施策の方向（１）男女共同参画のための意識啓発

性別にかかわらず、一人ひとりの人権が尊重され、個性と能力を活かし、すべての人が活躍でき、多様な生き方を認め合う社会を目指すため、男女平等・男女共同参画意識のさらなる啓発を図り、固定的な性別役割分担意識の解消に取り組みます。

基本的施策	No.	具体的な取り組み	担当課
男女共同参画の視点に立った人権尊重意識の啓発	1	男女共同参画の視点に立った人権教育・啓発を行います。	人権・市民相談課 生涯学習課 公民館
男女共同参画推進のための意識啓発	2 指標	固定的な性別役割分担意識の解消や、男女共同参画への関心を高めるための講演会やセミナー、研修機会等を提供します。	人権・市民相談課
	3	市広報やホームページ等、あらゆる媒体を活用し、男女共同参画に関する情報の提供や、「富士見市男女共同参画推進条例」、「富士見市男女共同参画プラン（第４次）」等、関連する法律や条例、制度についての周知を行います。	人権・市民相談課
	4	男女共同参画の関連図書を充実させます。男女共同参画週間等に、定期的にテーマ展示を行います。	人権・市民相談課 中央図書館 （生涯学習課）
男女共同参画の視点に立った表現の浸透	5 指標	男女共同参画の視点から、メディア等の発信する情報を主体的に読み解く力（メディア・リテラシー）（※４）を養えるよう啓発を行います。	人権・市民相談課 学校教育課
情報の発信における表現の配慮	6	市が情報発信をする際に、男女共同参画の視点に配慮します（イラストカット及び表現等）。	全課
男女共同参画の意識に関する調査・研究	7 指標	男女共同参画に関する意識調査等を実施し、達成度の検証を行い、「富士見市男女共同参画プラン（第４次）」の推進に反映させます。	人権・市民相談課

※４ メディア・リテラシー

①メディアの情報を主体的に読み解く能力、②メディアにアクセスし、活用する能力、③メディアを通じコミュニケーションする能力の３つを構成要素とする複合的な能力のことです。メディアにおいては、女性の性的側面のみが強調されることや、固定的な性別役割分担意識を伝達するなどの問題が見受けられており、メディア・リテラシーの役割は大きいとされています。

施策の方向（２）男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

幼少期から男女平等・男女共同参画意識を形成するための教育を行うとともに、児童生徒の価値観の醸成に影響を与える教職員への研修機会や情報の提供を行います。

また、国際的な視野で男女共同参画社会を認識し、多様な文化や価値観に触れることができるよう、多文化共生の取り組みを行います。

基本的施策	No.	具体的な取り組み	担当課
学校等での男女平等教育への取り組み	8	学校で使用する児童生徒の諸表簿等の関係書類や男女混合名簿について、男女平等意識の形成の視点から継続します。	学校教育課
	9	学校生活を通して、児童生徒の人権への意識を育むことで、児童生徒が性別による偏見を持ったり、差別をしたりすることがないように、指導します。	学校教育課
	10	児童生徒に対し、性別による固定的な役割分担意識に捉われず、適切な教育が行えるよう、教職員への研修機会の充実を図ります。	学校教育課
	11	“はつらつ社会体験事業”等を通して、性別に関係なく、主体的に進路を選択する力を身につけることができるよう、児童生徒の個性を生かした生活指導・進路指導を行います。	学校教育課
男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進	12	あらゆる世代に対し、男女の人権・男女共同参画の視点に配慮した事業を企画します。また、託児や手話通訳（要約筆記）の実施、開催時間・曜日の工夫など、誰もが参加しやすい事業の企画・運営に努めます。	人権・市民相談課 交流センター 生涯学習課 公民館
異文化理解の視点に立った国際交流と国際理解の推進	13	異文化理解のための広報掲載や事業実施、国際理解の授業など、国際的な視野を持てるための教育・学習機会の充実に努めます。	文化・スポーツ振興課 学校教育課
	14	富士見市国際友好協会やNP0団体、市民団体等と協力して国際交流フォーラム等を開催し、外国籍市民との交流を図ります。	文化・スポーツ振興課

外国籍市民が安心して暮らせるための支援体制の充実	15	日本語指導員を派遣し、外国籍児童生徒への日本語教育支援を行い、生活面・学習面等での児童生徒の不自由さの解消を図ります。	学校教育課
	16	地域の NPO 団体と協力し、市ホームページへの多言語・やさしい日本語での情報発信や外国籍市民生活相談の充実に努めます。	文化・スポーツ振興課 人権・市民相談課
情報の収集と提供	17	男女共同参画に関する国際会議、諸外国情報などを積極的に収集し、市民へ提供します。	人権・市民相談課

市民の声

「男女がともにあらゆる分野に積極的に参画し、活躍できるためには？」

- 意欲や効率を考えた上で、適切な場合には分け隔てなく参加できる仕組みがあればよい。
- 待機児童を解消し、希望者が早期復職できる環境づくり。
- 男女だけでなく、病人や障がい者も働きやすい環境が必要だと思う。どんな人でも、困っている状況を少しでも助け合う社会が望ましい。
- 男性側に家事のスキル、育児スキル、制度の活用の仕方などを若いうちから教えてほしい。育児にしっかり向き合いたい女性に対しても、経済的支援がほしい。

（令和6（2024）年度富士見市アンケートモニター調査より）

GGI ジェンダー・ギャップ指数

GGI は、世界経済フォーラムが算出している、各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数（経済、政治、教育、健康の4つの分野のデータから作成）です。

日本の順位：118位／148か国（2025.6.12 発表）

上位国及び主な国の順位

順位	国名
1	アイスランド
2	フィンランド
3	ノルウェー
4	英国
5	ニュージーランド
42	米国
85	イタリア
101	韓国
103	中国
117	アンゴラ
118	日本
119	ブータン

日本は、特に政治分野への女性の参画が遅れており、例えば国会議員（衆議院議員）に占める女性の割合は15.7%（令和6（2024）年10月選挙）で、世界最低水準となっています。

分野ごとの順位（日本）

分野	2025年	2024年	2023年
経済	112位	120位	123位
政治	125位	113位	138位
教育	66位	72位	47位
健康	50位	58位	59位
総合	118位	118位	125位

※世界経済フォーラム作成の「グローバルジェンダーギャップ報告書（2025）」より

GDI ジェンダー開発指数

GDI は、人間開発の3つの基本的な側面である健康、知識、生活水準における女性と男性の格差を測定し、人間開発の成果におけるジェンダー不平等を表しています。

日本の順位：89位／193か国（2025.5.6 発表） ※国連開発計画（UNDP）作成の「人間開発報告書2025」より

GII ジェンダー不平等指数

ジェンダー不平等指数（GII）は、リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）、エンパワメント、労働市場への参加の3つの側面における女性と男性の間の不平等による潜在的な人間開発の損失を映し出す指標です。

日本の順位：22位／172か国（2025.5.6 発表） ※国連開発計画（UNDP）作成の「人間開発報告書2025」より

基本目標Ⅱ 男女の人権を尊重したまちづくり

※富士見市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画（富士見市困難女性支援計画）

※主要課題 1～3

【主要課題 1】一人ひとりの人権が尊重された地域社会

男女共同参画社会の実現とは、性別や年齢、国籍などにかかわらず、互いの人権を尊重し合い、一人ひとりが責任を持ってその人らしく生きていくことができる社会を目指すものです。

しかしながら、家庭においてはDV（ドメスティック・バイオレンス）（※5）、社会においてはセクシュアル・ハラスメント（※6）やパワー・ハラスメント（※7）、多様な性についての周囲の理解が十分でないことから生じるSOGI^{ソ ジ}ハラスメント（※8）など、地位や人間関係の優位性、人の多様性に対する理解不足などを背景に、精神的・身体的苦痛をもたらす様々なハラスメントが存在しており、男女共同参画の推進を阻害する要因となっています。

家庭、学校、職場、地域等のあらゆる場において、ハラスメントを許さず、一人ひとりの人権及び多様性を尊重することが重要です。

※5 ドメスティック・バイオレンス

配偶者や恋人など、親密な関係にある、またはあった者から受ける暴力の総称。殴る・蹴るといった身体的な暴力、言葉による精神的な暴力、性的な暴力、経済的暴力など、様々な形で存在します。親密な間柄であっても、こうした行為は相手の人権を侵害する重大な問題です。

※6 セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な言動など、性的な嫌がらせのこと。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさを流すことなどがあげられます。

※7 パワー・ハラスメント

職場における権力（パワー）を背景に、業務上の適正な範囲を超えた業務の負荷をかけたり、業務を与えないなどの嫌がらせをすること。また、それによって部下の人格や権限を著しく傷つけることを言います。

※8 SOGI^{ソ ジ}ハラスメント

好きになる人の性別（性的指向：Sexual Orientation^{セクシュアル オリエンテーション}）や、自分がどの性別であるかの認識（性自認：Gender Identity^{ジェンダー アイデンティティ}）に関連して、不快で暴力的な言動やいじめなどの、精神的・肉体的な嫌がらせを受けること。また、他人のSOGI^{ソ ジ}（性的指向・性自認）を、本人の了承を得ずに公表すること（アウティング）も含まれます。

「SOGI^{ソ ジ}」については32ページを参照

施策の方向（１）ハラスメントを許さない意識づくり

家庭、学校、職場、地域等のあらゆる場における様々なハラスメントについて、すべての人が被害者にも加害者にも傍観者にもならないよう、啓発を行います。

基本的施策	No.	具体的な取り組み	担当課
各種ハラスメント防止のための意識啓発	18	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント（※9）などを防止するため、市広報や市ホームページ等を活用した啓発活動や情報提供を行います。	人権・市民相談課
法や制度の周知	19	市内事業主に対して「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」（※10）及び「改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）（※11）」などの法律について、周知、啓発を行います。	産業経済課
	20	高齢者・障がい者（児）・子どもへの虐待について、各法律の周知や被害防止のための啓発を行います。	子ども未来応援センター 高齢者福祉課 障がい福祉課
	21	埼玉県青少年健全育成条例や富士見市いじめ防止条例についての周知を行います。	子育て支援課 生涯学習課

※9 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント

職場において、妊娠・出産・育児休業・介護休業等の申出・取得を理由として、上司・同僚から嫌がらせや不利益な扱いを受けることなどをいいます。

※10 育児・介護休業法

仕事をしながら育児や介護を担う労働者が、円滑に仕事と生活を両立できるように配慮し、働き続けられるように支援する制度です。労働時間を柔軟にしたり、休暇を取りやすくしたりする具体的な制度が盛り込まれています。労働者の申し出に対する事業主の対応義務も、規定に含まれています。

※11 改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）

職場におけるパワー・ハラスメントを防止するため、事業主に防止措置を講じることが義務づけられました。その中には、他人のSOGI（性的指向・性自認）について、侮辱的な発言をしたり、公表したりすることを禁止する内容も含まれています。併せて、事業主に相談したことなどを理由とする不利益な取り扱いも禁止されています。

施策の方向（２）ハラスメントに関する相談ができる体制づくり

ハラスメントに関する様々な悩みを一人で抱え込まないように、相談窓口の周知と相談できる体制づくりに努めます。

基本的施策	No.	具体的な取り組み	担当課
相談体制の充実	22	家庭、学校、職場や地域等、あらゆる場における様々な嫌がらせやいじめの悩み事に対し、個々に応じた適切な相談窓口へつなぎます。	職員課 人権・市民相談課 産業経済課 学校教育課 教育相談室
	23	高齢者・障がい者（児）・子どもへの虐待についての相談を受け、個々の状況に応じた支援を行います。	子ども未来応援センター 高齢者福祉課 障がい福祉課
	24	専門カウンセラーによる女性相談を定期的に実施し、女性が抱える様々な悩み事に対応します。	人権・市民相談課

【主要課題2】生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

女性は妊娠・出産をする可能性があることから、ライフステージにおける心身の変化への支援が必要です。そのため、男女が互いの身体的違いを理解し合い、一人ひとりが相手に対する思いやりと責任を持つことは、男女共同参画社会形成への前提となるものです。

女性が生涯にわたって身体的、精神的、社会的に良好な状態であることを目指す「リプロダクティブ・ヘルス」（性と生殖に関する健康）（※12）と、子どもを産む、産まない、また、いつ産むかなどを女性自身が決めるための「リプロダクティブ・ライツ」（性と生殖に関する権利）（※12）の視点は、女性の重要な権利の一つであり、パートナーと対等な立場で考えることが重要です。

また、男女がともに正しい知識を持つことで、望まない妊娠や性感染症を防ぎ、健康な生活を営むことができるようになります。そのためには、若い世代への早期からの性に関する情報提供や、啓発の取り組みが必要とされています。

※12 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

1994年にエジプトのカイロで開かれた国際人口開発会議において提唱された概念です。いつ産むか産まないのか、何人産むのかなどを女性自身が自己決定できる（する）ための権利です。

施策の方向（1）男女が互いの性を理解、尊重するための意識啓発

男女が互いの身体的違いを理解し合い、生命の尊厳や性に関する知識を身につけ、一人ひとりが自覚と責任を持って行動できるよう、性と生殖に関する健康と権利についての学習機会の提供や啓発を進めます。

基本的施策	No.	具体的な取り組み	担当課
生と性に関する正しい認識と理解についての教育・学習の機会の充実	25	男女平等及びリプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の理念に基づき、児童生徒の発達段階に合わせた男女の性に関する教育の充実に取り組みます。また、正しい知識と認識を深め、お互いの人権を大切にし合えるよう、「体育（保健体育）」、「家庭（技術・家庭）」、「特別な教科 道徳」、「総合的な学習の時間」及び「特別活動」などを通じて指導します。	学校教育課
	26	小・中学校において、関係機関で作成される、性とジェンダーに関する資料の活用を図るとともに、性的マイノリティを含む多様な性への理解のための情報提供を行います。	人権・市民相談課 学校教育課

生と性に関する正しい認識と理解についての教育・学習の機会の充実	27	児童生徒及び市民の健全な心身の発達、維持のため、薬物の害及び性感染症についての知識を普及し、その予防に取り組みます。	健康増進センター 生涯学習課 学校教育課
	28	生活環境の保全のための啓発を行い、環境汚染による健康被害の未然防止に取り組みます。	環境課
	29	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の理念の浸透を図るための学習機会や情報の提供を行います。また、望まない妊娠を防ぐための情報提供を行います。	人権・市民相談課 子ども未来応援センター
	30	両親学級を通して、男女が互いの性を理解し、健康な妊娠生活の継続と男女共同参画による子育てを推進します。	子ども未来応援センター
	31	子どもに対する性犯罪の防止に役立つ取り組みとして、富士見市青少年育成市民会議や、富士見市青少年育成推進員とともに、110番三角旗の設置や地域のパトロールを行います。	生涯学習課
	32	インターネットやスマートフォンを利用した性犯罪、人権侵害行為等を防ぐため、メディアの情報についての正しい判断能力を身につけられるよう、児童生徒及び保護者に向けて啓発を行います。	学校教育課

施策の方向（２）生涯にわたる健康づくりの支援

男女がともに責任を担い、生きがいを持って主体的に行動することができるよう、性差や年代に応じた各種健診・相談体制の充実を図り、生涯を通じて健康に暮らせる環境の整備を進めます。

基本的施策	No.	具体的な取組	担当課
からだところに関する相談等の充実	33	年代や性差に応じた健康に関する相談窓口の充実に努めます。	健康増進センター
	34 再掲	専門カウンセラーによる女性相談を定期的実施し、女性が抱える様々な悩み事に対応します。	人権・市民相談課
妊娠・出産・育児に関する健康支援	35	妊産婦の健康づくりに対する取り組みの充実に努めます。	子ども未来応援センター

妊娠・出産・育児に関する健康支援	36	妊娠・出産に関する経済的負担を軽減するため、妊婦健康診査の費用の一部を助成します。	子ども未来応援センター
	37	妊娠・出産に関する精神的・経済的不安に対処できる相談・支援体制の充実に努めます。	子ども未来応援センター
生涯を通じた健康づくりの支援	38	一人ひとりがライフステージに応じて主体的・継続的に健康を維持できるよう、生活習慣病等疾病の予防や介護予防のための学習の機会を提供し、各種健（検）診制度の充実と受診率向上を目指した普及啓発に取り組みます。	健康増進センター
	39	心身の健康・生きがいづくりの一環として、地域でのスポーツ行事や講座等を開催します。	文化・スポーツ振興課

【主要課題 3】 困難な問題を抱える女性への支援

社会に残る固定的な性別役割分担意識や、男性中心型労働慣行による就労形態等を背景として、女性は貧困などの困難に陥りやすい傾向があります。さらに、女性をめぐる課題は、性暴力、家庭関係破綻など、多様化、複雑化、複合化しています。このため、令和6年4月には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、困難な問題を抱える女性一人ひとりのニーズに応じて、本人の立場に寄り添った包括的な支援体制を整備することが求められています。

本市においても、県や関係機関との役割分担のもと、相談支援体制を充実させ、関係機関との連携により、適切な支援につながるよう、取り組んでいきます。

施策の方向（1）相談窓口及び支援体制の充実

様々な困難を抱える女性（年齢、障がいの有無、国籍等は問わず）が適切な支援を受けられるよう、相談窓口及び支援体制の充実に取り組みます。

基本的施策	No.	具体的な取り組み	担当課
一人ひとりの状況に応じた相談の実施	40 新規	DV相談、女性相談、市民相談、外国籍市民生活相談等を定期的の実施し、女性が抱える様々な悩み事に対応します。	人権・市民相談課
困難な問題を抱える女性の相談窓口の周知	41 新規 指標	市ホームページや市広報、SNS等を通じ、困難を抱える女性が相談につながりやすいよう、周知します。	人権・市民相談課
支援者の資質向上	42 新規	支援対象者への適切な対応が図られるよう、職員の資質向上のため、各種研修会に参加します。	人権・市民相談課
自立支援	43 新規	必要に応じ、支援対象者の安全の確保及び就労相談など、自立に関する支援や情報提供を行います。	人権・市民相談課 子ども未来応援センター 福祉政策課 高齢者福祉課 障がい福祉課
関係機関との連携の強化	44 新規	様々な相談窓口を通して、困難を抱える女性を適切な支援につなぐため、庁内の迅速な連携を図ります。また、必要に応じて民間団体等との連携を図ります。	人権・市民相談課 関係各課

【主要課題 4】多様な性・多様な生き方を認める意識の醸成

自分がどのような性別の人を好きになるのか（性的指向）と、自分が自身の性をどのように認識しているのか（性自認）は、一人ひとり異なり、人の数だけあると言われています。近年このような考え方は、「SOGI＝ソジ」という概念で知られるようになってきました。SOGIとは、性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）の頭文字をとった言葉で、すべての人が対象となります。

誰もがありのままに自分らしく生きることを目指す男女共同参画社会において、性的マイノリティ（LGBT 等）（※13）は、多様な性についての周囲の理解が十分でないことから、生活上の困難に直面することがあります。

本市においても、多様な性についての理解を促進するため、市広報・市ホームページ等での情報提供や、男女共同参画セミナーの開催、市職員研修等を行っています。

令和7（2025）年度に実施した富士見市アンケートモニター調査では、「性的マイノリティ（LGBT 等）」について「言葉も意味も知っている」との回答は 90%を超えました。一方で、「性的マイノリティにとって、生活しづらい社会だと思うか」については、「どちらかといえばそう思う」と「そう思う」との回答が50%を超え、その理由として「偏見・差別」、「カミングアウトしづらい雰囲気がある」、「周囲の人の理解が得られない」等が挙がっています。引き続き、多様な性への理解を促進し、誰もが自分らしく生きることができるよう、偏見や差別のない社会づくりが必要です。

※13 性的マイノリティ（LGBT 等）

「性的マイノリティ」は、同性愛者や性別に違和感を覚える人などの総称です。「LGBT」とは、L＝Lesbian（レズビアン…女性の同性愛者）、G＝Gay（ゲイ…男性の同性愛者）、B＝Bisexual（バイセクシュアル…両性愛者）、T＝Transgender（トランスジェンダー…生まれた時に割り当てられた性別と、性自認が異なる人）などの頭文字の略です。

施策の方向（１）多様な性への理解促進

性は多様であることや、性的マイノリティが抱える問題を理解し、偏見や差別をなくし、誰もが個性と能力を発揮できるよう、啓発と環境整備を進めます。

基本的施策	No.	具体的な取り組み	担当課
性の多様性についての意識啓発	45	性別に起因する偏見や固定観念等により、困難な立場に置かれている性的マイノリティに関する理解促進のための啓発を行います。（市広報等での周知、市民向けの講座、市内事業所向けの周知、小・中学校教職員研修、人権講演会、男女共同参画職員研修等）	人権・市民相談課 産業経済課 学校教育課
環境の整備	46	性的マイノリティや子育て家庭、高齢者、障がい者を含め、すべての人が安心して使えるよう、男女別トイレの他に、誰でも使える「多機能トイレ」の整備に努めます。	営繕課 教育政策課 各施設担当課
	47	性別を特定する必要がない市の手続きやアンケート等において、性的マイノリティの心理的負担の軽減に配慮します。	全課
	48	性的マイノリティのカップルが抱える生きづらさを解消し、性の多様性について、広く啓発していくため、「パートナーシップ宣誓制度」の運用と周知を図ります。	人権・市民相談課

施策の方向（２）多様な性に関する相談ができる体制づくり

性的指向・性自認などに関する様々な悩みについて、性的マイノリティ及びその家族が安心して相談できるよう、相談体制を整備します。

基本的施策	No.	具体的な取り組み	担当課
相談体制の充実	49	性的マイノリティ及びその家族の相談について、個々に応じた適切な相談窓口につなげます。また、研修の受講等により、対応する職員及び相談員の理解を深め、安心して相談できる体制づくりに努めます。	人権・市民相談課 障がい福祉課 学校教育課 教育相談室

基本目標Ⅲ 配偶者・パートナー等からの暴力のない まちづくり

※富士見市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画（富士見市DV防止基本計画）

※富士見市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画（富士見市困難女性支援基本計画）

【主要課題 1】暴力根絶のための意識啓発

暴力は人権侵害であり、性別や間柄を問わず、決して許されるものではありません。配偶者・パートナー等からの暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）の根絶は、社会全体で取り組み、克服すべき重大な課題です。被害者の多くは女性ですが、その背景には、男女の社会的地位や経済力の格差からくる優位性など、社会構造の問題があると考えられています。

一方で、近年、男性からのDV相談や、男性の被害数も増加しています。女性だけでなく男性も被害に遭うという認識や、これまで声をあげられなかった男性も被害を訴えるなど、社会的な理解が少しずつ広まってきている面もあります。

また、DVには、子どもの目の前で行われる「面前DV」もあり、子どもの心身に深刻な影響を及ぼす児童虐待にあたることから、大きな問題となっています。

令和7（2025）年度に実施した富士見市アンケートモニター調査では、配偶者または恋人に対する「殴るふりをしておどす」や「大声でどなる」といった行為は、約90%が「暴力である」と回答しました。また、「交友関係や電話等を細かく監視する」や「何を言っても長時間無視し続ける」について「暴力である」と回答した割合も約80%となっており、これらの精神的な暴力についても、DVであるという認識が広がるよう、引き続き、周知・啓発をしていく必要があります。

さらに、近年のSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などのコミュニケーションツールを利用した交際相手（及び元交際相手）からの暴力、ストーカー行為、リベンジポルノ（※14）、性犯罪等、多様化する犯罪に対して的確に対応していくことや、若年層に向けた早期からの啓発活動が求められています。

※14 リベンジポルノ

リベンジとは復讐や仕返しのことです。配偶者（元配偶者）、交際相手（元交際相手）への仕返しや嫌がらせのために、交際中に撮影した裸の写真などをインターネット上に拡散させる行為などを言います。平成26（2014）年に、このような行為を規制して罰則を定めた「リベンジポルノ防止法」が制定されました。

施策の方向（１）配偶者・パートナー等からの暴力の防止に向けた意識啓発

配偶者・パートナー等からの暴力に対する相談窓口の周知を行うとともに、たとえ親密な間柄であっても、暴力は人権侵害であるという意識の啓発に取り組みます。

基本的施策	No.	具体的な取り組み	担当課
配偶者・パートナー等からの暴力防止のための意識啓発と環境整備	50 指標	配偶者・パートナー等からのあらゆる暴力（ＤＶ、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、デートＤＶ（※15）、リベンジポルノ等）の根絶を目指し、講演会・市広報・市ホームページ等を活用し、啓発を行います。	人権・市民相談課 生涯学習課 学校教育課
性犯罪等の防止	51	女性や高齢者の被害が多いひったくりや痴漢等の犯罪防止対策として、東入間警察署と連携し、リーフレットの配布・講習会の開催を通して啓発に努めます。また、市民協働による地域防犯パトロールへの支援や、犯罪を未然に防ぐための取り組みを推進します。	協働推進課
	52	夜間における性犯罪の被害を防止するため、防犯灯の設置と適切な維持管理に努め、安心・安全なまちづくりを推進します。	道路治水課

※15 デートDV

恋人間で暴力により相手を思いどおりにすることです。暴力とは身体的暴力だけでなく、精神的・金銭的な暴力なども含まれます。暴力を振るわれていても、「怒らない時は優しいから」、「嫌われたくないから」、「離れたいなんて怖くて言えない」として我慢してしまうケースがあります。

施策の方向（２）支援体制の充実

DV 被害者への対応は、「富士見市配偶者暴力相談支援センター」を中心として、関係機関と連携し、安全の確保や支援を行います。また、性暴力・性犯罪等についても、被害者に寄り添った適切な支援を行います。

基本的施策	No.	具体的な取り組み	担当課
DV 被害者への支援	53	「富士見市配偶者暴力相談支援センター」を中心に、DVに関する法律や相談窓口等、被害者の安全の確保及び自立支援に関する情報提供を行います。	人権・市民相談課
	54	DV被害者の安全確保と迅速な対応を徹底します。また、関係各課で組織する「配偶者暴力被害者支援庁内連絡会議」等により、庁内の連携強化を図ります。また、被害者の自立支援に加え、児童虐待や高齢者虐待に対する支援体制の強化及び各課との連携を図ります。	人権・市民相談課 関係各課
	55	女性相談・DV相談等、生活面及び精神面での相談体制の充実を図り、被害者の状況に応じた支援を行います。	人権・市民相談課
犯罪被害者等への支援	56 新規	犯罪被害者等が受けた被害の回復や軽減を図るため、関係機関と連携し、適切な支援を行います。	協働推進課

基本目標Ⅳ あらゆる分野に男女が共同参画できる環境づくり

※富士見市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画（富士見市女性活躍推進計画）

【主要課題 1】政策・方針決定過程への女性の参画拡大

女性の労働力人口（全国）は 40%を超え、様々な分野で女性も社会的活動を担っていますが、政策・方針決定の場への女性の参画は十分に進んでいるとは言えません。平成 30（2018）年に女性の参画を促進する「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が成立しましたが、例えば、国会議員（衆議院議員）に占める女性の割合は 15.7%（令和 6（2024）年 10 月選挙）で、世界でも最低水準となっています。

政治・職場・地域社会などのあらゆる分野において、男女がともに責任を担い、多様な意見を政策等に反映させるためには、政策・方針決定過程に女性の参画を拡大するための取り組みを進めていくことが重要です。

施策の方向（1）審議会等への女性の参画拡大

本市の審議会等、市政に関わる機関の女性委員の割合は 33.1%（令和 6（2024）年度）で、市の目標値の 40%に届いていません。

本市の管理職（副課長職以上）における女性の割合についても、目標値が 25%であるのに対し、20.5%（令和 6（2024）年度）となっています。女性を積極的に登用することで、力を発揮する場を確保し、多様な意見により、調和のとれた政策・方針等の立案及び決定がなされるように取り組みを進めます。

基本的施策	No.	具体的な取り組み	担当課
女性の参画を促進する基盤づくり	57	各種審議会など、市政に関わる女性があらゆる政策・方針決定過程に積極的に参画できるよう、啓発を行います。	人権・市民相談課
市政における男女共同参画の推進	58 指標	各種審議会など、市政に関わる機関の女性委員の割合 40%を目指し、また、男女比率が、一方の性が 60%を超えない範囲を目標にします。	協働推進課 関係各課
	59 指標	女性職員の管理職への昇任意欲の向上と、より多くの女性職員を管理職にするための環境整備を進めます。	職員課
市内事業所における女性登用	60	男女労働者間に生じる格差解消のため、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）（※16）に関する啓発及び情報提供に努めます。	人権・市民相談課 産業経済課

※16 ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

様々な分野で、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものです。例えば、国の審議会等委員への女性の登用のための目標設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進などです。平成30（2018）年5月施行の「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」は、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指す法律となっています。

施策の方向（２）女性の参画促進に向けた人材の育成

あらゆる分野への女性の参画を促進するため、セミナーや研修等の学習機会の確保や情報提供などを行い、女性の人材育成を図ります。

基本的施策	No.	具体的な取り組み	担当課
人材育成のための学習機会の提供	61	女性の活躍をテーマとしたセミナー・研修等の開催や、情報提供を行います。	人権・市民相談課
女性の活躍の場の提供	62 指標	「富士見市市民人材バンク」の有効活用等、市内で活躍する女性の経験を生かせる機会の提供や、活動の場などの情報提供を行います。	人権・市民相談課 交流センター 生涯学習課 公民館
情報収集の場の提供	63	市内公共施設の空スペース等に男女共同参画コーナーを設け、常時情報の提供を行います。	人権・市民相談課

【主要課題2】ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

女性の社会参画が進む中、夫婦のいる世帯の7割が共働き世帯となっています。若い世代を中心に、男女ともに家事や育児と仕事の両立を希望する人が増えていますが、依然として有償労働（仕事）時間が男性、無償労働（家事関連）時間が女性に大きく偏っている状況があります。さらに、共働き世帯であっても、女性が仕事をしながら家事や育児を一人で担う状況や、晩婚化・晩産化により、子育てと親の介護を同時に行う「ダブルケア」の問題も浮き彫りになってきています。この背景には、家事・育児・介護は女性が行うものという固定的な性別役割分担意識や、長時間勤務が当然で、有給休暇や育児・介護休業等が取れなくても仕方がないとされている男性中心の働き方を前提とする労働慣行があります。

女性の活躍が進むことは、女性だけでなく、男女がともに仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現につながるものであり、少子高齢化による労働力人口の減少等の諸問題の解決及び持続可能な社会に向けて、あらゆる分野における女性の活躍をなお一層推進していく必要があります。

令和6（2024）年度に実施した富士見市アンケートモニター調査において、「男女がともにあらゆる分野に積極的に参画し、活躍できるためには、社会全体がどのようなことに取り組む必要があると思うか」を聞いたところ、「仕事と生活が両立できるよう、保育・介護にかかる施設・サービスを充実させる」との回答が76.9%、「労働時間の短縮、在宅勤務やフレックスタイムの普及など、多様で柔軟な働き方ができるようにする」が72.9%、次いで「男女ともに仕事や家事・育児・介護を担う意識の啓発を行う」が72.6%でした。

また、介護は夫婦世帯だけでなく単身者や親と同居する独身者、ひとり親世帯にも当てはまる問題ですが、令和6（2024）年度版高齢社会白書によると、介護を理由に離職するのは75.3%が女性となっています。

すべての人に大切なワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）（※17）は、それぞれのライフステージによってそのバランスも変わっていきます。生涯を通じ、人々の生活基盤を形成する職業生活と家庭生活（育児・介護・趣味・地域活動等）を両立できるよう、支援の充実を図ることが必要です。

※17 ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のこと。一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域においても各ライフステージに応じて多様な生き方を選択、実現できることをいいます。

施策の方向（１）男女がともに働きやすい環境づくり

働き方の見直しなどにより、すべての人が自ら理想とするバランスで仕事と生活の両立ができ、また、働きながら出産や子育て、介護ができるよう、ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発及び育児・介護休業の制度の周知等、多様な働き方への支援を進めます。

基本的施策	No.	具体的な取り組み	担当課
ワーク・ライフ・バランスへの理解促進及び意識啓発	64	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）への理解を深めるとともに、男女が家事や子育て・介護等を共に担う意識を啓発します。特に男性及び事業主への情報提供を充実させます。また、男性向け子育てリーフレットを母子手帳交付時に配布します。	人権・市民相談課 子ども未来応援センター 産業経済課
妊産婦の健康管理の支援	65	安心して出産・子育てができるよう、母子健康手帳の交付、妊婦健康診査受診券の発行のほか、母性健康管理指導事項連絡カードの利用等を進めます。	子ども未来応援センター
雇用の場における男女共同参画の促進	66	育児・介護休業取得率が向上するよう、市民や事業主等に対して育児・介護休業法に関する啓発をし、制度活用の促進に努めます。	人権・市民相談課 産業経済課
	67	有給休暇取得率が向上するよう、市民や事業主等に対して啓発し、制度活用の促進に努めます。	人権・市民相談課 産業経済課
	68	男女の均等な雇用の機会、待遇の確保など、改正男女雇用機会均等法、パートタイム労働法、女性活躍推進法等の理解促進を図ります。	産業経済課
	69	補助的業務を女性だけに限定するなどの固定的な性別役割分担意識の是正と就労環境等の整備や改善について、事業主等へ働きかけます。	産業経済課
	70	仕事と子育て・介護の両立や、子育て支援に積極的に取り組む企業を紹介します。	人権・市民相談課 産業経済課
多様な働き方の支援	71	埼玉県女性キャリアセンターが行っている各種セミナー、相談事業の活用によるスキルアップやキャリアアップのほか、在宅勤務や起業等の多様な働き方の情報を提供します。	産業経済課
	72	多様な働き方を支援するため、内職相談事業を実施します。また、近隣自治体と連携し、内職事業者情報等の情報収集及び提供を行います。	産業経済課

多様な働き方の支援	73	農業を営む家族が、男女共同参画の意識をもって働けるよう、就労条件などについて、家族の話し合いを基本とする家族経営協定（※18）の締結を促進し、農業等に従事する女性の地位向上を図ります。	農業振興課
事業者としての市の取り組み	74	男女共同参画に関する全職員の意識向上を目指し、新たな課題や時代に即した研修の機会を提供します。	人権・市民相談課
	75	全職員のワーク・ライフ・バランス意識の向上を図るため、時間外勤務を縮減するための仕事の見直しや、育児・介護を担う職員への理解促進など、意識啓発と就業環境の整備を進めます。	職員課
	76 指標	市内企業のモデルとして、「富士見市特定事業主行動計画」に基づき、意識啓発、環境整備を行い、介護休暇及び育児休業等取得率の向上に努めます。特に、男性職員の育児休業等の取得を促進するため、情報提供や管理職等の意識向上に努めるとともに、仕事の分担の見直し等を適宜行います。	職員課
	77	育児休業中の職員が所属する部署に対して、必要に応じて職員の配置を検討します。	職員課
	78	男女がともに自己のキャリア形成に関して早期の段階から意識を高く持てるよう、研修等の実施や、幅広く職務経験を積むことのできる人事配置を実施し、職員の資質向上に努めます。	職員課
	79	性別にとらわれることのない職員配置や業務分担に配慮します。	職員課
	80	ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の取り組みを推進し、女性の登用を進めます。	職員課

※18 家族経営協定

社会的・経済的に評価されにくい農業に従事する女性の労働を家族の話し合いによって、形態や条件、報酬等、一定のルールを作ってその内容を文章化するものです。

施策の方向（２）仕事と子育て・介護の両立支援

少子高齢化の進行、家族形態の多様化や地域コミュニティの希薄化、共働き世帯の増加によって変化してきた子育て環境に対応するため、地域で支える子育て支援を進めます。また、高齢者、障がい者（児）等の介護や看護を必要とする人やその家族について、男女ともに仕事と生活を両立できるよう、支援の充実を図ります。

基本的施策	No.	具体的な取り組み	担当課
保育（療育）施設の整備・充実	81 指標	保育施設の整備などにより、待機児童解消を目指します。	保育課
	82	既存の療育施設（児童発達支援センター）について、整備と内容の充実に努めます。	みずほ学園
子育て支援事業の充実	83	放課後児童クラブの施設整備などにより、待機児童ゼロを継続します。	保育課
	84 指標	ファミリー・サポート・センター（※19）事業の充実に努めます。	子ども未来応援センター
	85	児童の健全な遊び場・居場所となるよう、児童館事業を推進します。	保育課
	86	子育て支援センターの整備などにより、子育てに関する情報提供や相談体制の充実に努めます。	保育課 子ども未来応援センター
	87	子どもの教育上の悩みを持つ保護者に対して電話や対面での相談を行います。長期間欠席児童生徒についても、相談活動や教育支援センター「あすなろ」での受け入れ等を通し、支援します。	教育相談室
	88	限局性学習症（LD）／注意欠如・多動性症（ADHD）／自閉スペクトラム症／知的発達症等、市内小・中・特別支援学校に在籍する特別な配慮を要する児童生徒を支援するため、専門家を配置し、特別支援教育相談の充実に努めます。	教育相談室
	89	保護者の教育費に関する負担の軽減を行うため、要保護・準要保護の児童生徒への援助費や就学児支度金新入学用品費の支給を行います。	学校教育課

子育て支援事業の充実	90	保護者の負担の軽減を図るため、諸手当、医療費等の助成事業を推進します。	子育て支援課
	91	障がいのある児童を養育する保護者の経済的負担を軽減するため、諸手当や医療費等の助成を行います。	障がい福祉課
地域の子育て環境の整備	92	民間の子育て支援センターなど、関係機関等と連携し、地域における子育て支援の充実に努めます。	保育課 子ども未来応援センター
	93	母子保健推進員による乳児家庭の全戸訪問を推進するため、推進員育成と充実に努めます。	子ども未来応援センター
	94	地域と連携し、公共施設等を利用した「地域子ども教室」や「子ども食堂」などの子どもの居場所づくり事業を進めます。	子ども未来応援センター 生涯学習課
	95	妊産婦や子ども、高齢者等の交通弱者の安全、安心に配慮した道路整備・住環境整備を計画的に進めます。	都市計画課 道路治水課
	96	関係機関と連携し、公共施設等における福祉環境の整備に努めます。	営繕課 各施設担当課
介護家庭及び子育て家庭を支える福祉の充実	97	介護保険サービスや高齢者福祉サービスを適切に利用し、介護のために離職をしなくても済むよう、相談・支援の充実に努めます。	高齢者福祉課
	98	高齢者や障がい者、子育て家庭など、ケアを必要とする家庭に向け、福祉等に関する相談体制を充実させ、家族が安心して働ける環境づくりに努めます。	保育課 福祉政策課 高齢者福祉課 障がい福祉課
	99	ひとり親家庭への就労支援等の自立支援や、生活に関する支援の充実に努めます。	子育て支援課
	100 新規	家事や家族のケアを行っているヤングケアラー（※20）が、家族のために様々なケアを担う中で、勉強や友人関係、就職などに支障が生じてしまわないように、相談・支援を行います。	子育て支援課 子ども未来応援センター 福祉政策課 高齢者福祉課 障がい福祉課 学校教育課 教育相談室

※19 ファミリー・サポート・センター

子どもの預かりや保育所・放課後児童クラブの送迎等に支援を必要としている人（依頼会員）と支援をしたい人（提供会員）をマッチングすることによって、地域で子育てを助け合う組織です。

※20 ヤングケアラー

本来、大人が担うと思われる家事や家族の看護、介助を日常的に行なっている子ども（概ね18歳未満）のことです。ケアの負担が大きい場合、勉強や友人関係、就職などに支障が生じることがあります。

基本目標Ⅴ 地域における男女共同参画のまちづくり

【主要課題１】市民との協働による男女共同参画の推進

男女共同参画に関する施策は多岐にわたり、総合的、効果的な推進を図るためには、市・市民・事業者・教育に携わるあらゆる人が、それぞれの立場において、積極的に取り組む必要があります。

地域を支える多様な活動（町会、PTA、子ども会、ボランティア、環境・リサイクル活動等）については、男女ともに参画が進んできていますが、意思決定などの指導的な立場には男性が多いという現状があります。

地域力を高めるためには、地域で暮らす人々の多様な視点を盛り込むことが重要なため、地域活動及び防災に関する政策・方針決定の場に女性の参画を増やしていくなど、男女がともに積極的に参画できる環境づくりが必要です。

また、災害発生時における避難所の運営においては、女性用品の備蓄の確保や、配布への配慮及びプライバシーの保護（授乳や着替え等）に努めるなど、多様なニーズに配慮した防災・災害復興体制の整備を推進する必要があります。

施策の方向（１）男女共同参画の視点に立った地域活動の推進

若者から高齢者まで幅広い世代や多様な地域住民が、男女共同参画の視点を持って、それぞれの立場やライフスタイルに応じて、様々な形で地域の活動に参画できる機会や環境づくりを進めます。また、豊かな経験や知識、ボランティア活動への意欲等を積極的に地域の課題解決に活かせるよう、地域活動における男女共同参画の推進を図ります。

基本的施策	No.	具体的な取り組み	担当課
男性の地域活動の参画促進	101	男性が地域の人とのつながりを大切にしながら暮らしていけるよう、情報提供を行い、地域活動への参画を促進します。	交流センター 生涯学習課 公民館
地域の人材の登録と活用	102	ボランティアへの意欲、経験や知識を活かして地域との関わりが持てるよう、「富士見市市民人材バンク」や「富士見市ボランティアセンター」等への登録を促進します。	福祉政策課 生涯学習課

NPO 団体・ボランティア団体等の交流の場づくり	103	NPO 団体・ボランティア団体等の交流の場づくりなど、多様な地域活動を推進します。	協働推進課
環境問題への男女共同参画の推進	104	地域の環境に関する課題に対し、男女共同参画を推進・支援します。	環境課
防犯活動への男女共同参画の推進	105	市民一人ひとりが、地域の安全を守るという共通認識を持ち、誰もが安心・安全な生活を送ることができるよう、地域で取り組む防犯活動への支援を行います。	協働推進課

施策の方向（２）男女共同参画の視点に立った防災体制の充実

防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大するとともに、男女共同参画の視点に立った防災計画の推進及び避難所運営に取り組みます。

基本的施策	No.	具体的な取り組み	担当課
防災訓練や自主防災組織への男女共同参画の推進	106	地域で組織している自主防災会などにおいて、多様な市民の参画による共助活動を推進・支援します。また、防災リーダー養成講座において、男女共同参画の視点を取り入れた講義を行います。	危機管理課
防災体制の充実	107	災害対策本部や避難所運営組織に女性を配置し、多様な視点が防災活動に盛り込まれるよう、推進体制の整備に努めます。	危機管理課
	108	男女や高齢者、乳幼児、子ども、障がい者（児）、性的マイノリティ、日本語がわからない人など、あらゆる市民に十分配慮した避難所の運営及び備蓄品等の充実に努めます。	危機管理課

評価指標一覧

関連 No.	基本的施策の内容	指 標	プラン策定時	現状値	目標値	新目標値	担当課
			令和元年度	令和6年度	令和7年度	令和12年度	
2	男女共同参画推進のための意識啓発	講演会・セミナー等参加者数	258名	265名	250名以上	260名以上	人権・市民相談課
5	男女共同参画の視点に立った表現の浸透	メディア・リテラシーに関する啓発回数	1回	0回	1回以上	1回以上	
7	男女共同参画の意識に関する調査・研究	市民意識調査等における「男女共同参画の社会づくり」への取り組みに対する満足度	40.7%	48.2%	増加	増加	
		市民意識調査等における「男女共同参画の社会づくり」への取り組みに対する重要度	70.7%	91.0% (Webモニターアンケート)	増加	増加	
		市民意識調査等における「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない市民の割合	53.3%	67.1% (Webモニターアンケート)	—	70%	
		「富士見市男女共同参画推進条例」を知っている市民の割合	7.6%	13.4% (Webモニターアンケート)	15.2%	15.2%	
		「富士見市男女共同参画プラン」を知っている市民の割合	4.2%	11.6% (Webモニターアンケート)	8.4%	12.6%	
41	困難な問題を抱える女性の相談窓口の周知	困難な問題を抱える女性に関する啓発回数	—	—	—	1回以上	人権・市民相談課
50	配偶者・パートナー等からの暴力防止のための意識啓発と環境整備	配偶者・パートナー等からの暴力防止に関する啓発回数	1回	1回	1回以上	1回以上	人権・市民相談課
			1回	1回		1回以上	生涯学習課
			1回	1回		1回以上	学校教育課
58 59	市政における男女共同参画の推進	各種審議会等における女性の委員の割合	31.8%	33.1%	40%	40%	協働推進課
		女性の委員が含まれる審議会の割合	95.6%	90.2%	100%	100%	協働推進課
		市役所の管理職（副課長級以上）の女性職員の割合	19.5%	20.5%	25%	25%	職員課
62	女性の活躍の場の提供	人材バンクにおける女性の登録者の割合	51.7%	53.0%	50%維持	50%維持	生涯学習課
76	事業者としての市の取り組み	市役所の男性職員の育児休業取得率	40.0%	95.0%	30%以上	85%	職員課
81	保育施設の整備・充実	通常保育事業実施施設数（目標事業量）	32か所	34か所	33か所	36か所	保育課
84	子育て支援事業の充実	ファミリー・サポート・センターの提供会員・両方会員の合計数	226人	196人	238人	238人	子ども未来応援センター